

整理番号 6-1

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	心身障害者施設「ともの家」年会費		
年月日	令和 2年 6月 1日~令和 年 月 日	金額	2,152 円

会の趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者も主人公として精いっぱい生き、人間としてたくましく、豊かな人生を築く事を目指す。 ・ 地域の人々の理解と協力のもとに、共に生きる町づくりを目指す。 ・ 障害者や家族・関係者一人ひとりの意見を大切に、民主的な運営を目指す。
会の活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の自立グループホームを運営 ・ 公共施設及び店舗で、施設で作ったパンやクッキーの販売をする ・ 年1回バザー開催及び広報活動
政務活動 県政との 関連性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活介護及び就労支援等の相談窓口になる。また、保護者の行政への要望も聞き、政策に反映させる。

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
02-06-0123481	A93160006	
取扱店	シミズキョウ	
払込口座	00890-8	69220
払込金額	*4,000	料金額 *152
振替受付票		
払込みの証拠となるものに保存して下さい。料金は含まれていません。(ゆうちょ銀行)		
入金額	*5,000	
おつり	*848	

印紙税申告納付につき、町税務署承認済

*会費 4,000 円のうち、会則で定める 2,000 円に振り込み手数料 152 円を加えた金額を請求する。

※ 添付書類：団体の会則・事業概要 (29年5月15日に添付済み)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	2,152 円	100%	2,152 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ToMo

(社福) 清水あすなる福
社会 ともの家



054-352-1197

静岡市清水区にある「ともの家」は心身に障がいのある仲間たちの働く場です。

トップページ

ともの家の理念

ともの家(施設情報)

グループホームとも・SUN

Shopはなみずき

仲間、作業・活動報告2019

フォトアルバム10「2019.01
～」

「畑日記」

動画

ともの家通信

「ともの家」をささえる会

第二グループホーム完成まで
(完)

25周年記念イベント(完)

新工場建設雑記(完)

仲間、作業・活動報告2010

仲間、作業・活動報告2011

仲間、作業・活動報告2011
(PART2)

仲間、作業・活動報告2012

仲間、作業・活動報告2012
(PART2)

仲間、作業・活動報告2013

仲間、作業・活動報告2013
(PART2)

「ともの家」をささえる会

「ともの家」をささえる会 会則

1. 名称 この会の名称は【「ともの家」をささえる会】とします。
2. 目的 この会は、心身障害者施設「ともの家」が行う諸活動及び財政的な援助を行うことを目的とします。
3. 構成 この会は、会の目的に賛同する人々により構成します。
また、会員は誰でも平等の資格で加入することができ、会の運営や会が主催する活動に対して意見を述べたり、共に参加することができます。
4. 会費 会費は、個人会費年額一口貳千円、法人会費年額一口伍千円で、口数の制限はしません。
5. 事業 この会は、次の事業を行います。
 - ・心身障害者施設「ともの家」が行う諸活動を援助します。
 - ・会員相互の交流及び研修を行います。
 - ・その他、目的達成に必要な活動をすすめます。
6. 運営・組織・役員
 - (1)総会は年一回開き、会の重要事項を決定します。
 - (2)この会には次の役員を置き、会の運営を進めます。
 - ・会長(一名)・副会長(若干名)・運営委員(若干名)
 - ・事務局長(一名)・会計(一名)・会計監査(一名)
 - ・これらの役員は総会で専任し、任期は一年とします。但し、再任を妨げません。
 - (3)この会の事務局は、「ともの家」内に置きます。
 - (4)この会には、顧問を置くことができます。
7. 財政 この会の財政は、会費及び寄付金等でまかないます。
8. 発行 この会の発行は、1989年4月1日とします。

整理番号 6-2

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	日中友好協会会費		
年月日	令和 2年 6月 1日~令和 年 月 日	金額	3,600 円

会の趣旨・目的	清水日中は、本年 33 周年、民間交流の窓口として中国人在住地域の方々と交流を開催し、友好を深め、県日中協会との交流と協力し、中国浙江省他視察研修を行う。
会の活動内容等	中国人との交流及び意見交換 (定期的に) 浙江省青少年民族芸術交流団の静岡公演の受け入れ等
政務活動・県政との関連性	県日中友好協会の諸事業に参加及び清水日中協会独自の交流を深め、相談にも応じ、友好を深める。

《領収書貼付枠》

支払額 10,000 円のうち
規約で定める正会員会費
3,600 円を請求する。

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票	料金額	*10,000
02-06-01	123481	A931600008	払込みの証拠となるものを大切に保存して下さい。	振替	*0
取扱店	シミス・キックワ		清水日中友好協会	手数料	*0
支払	00880-7 11 40		林 芳 久 仁	入金額	*10,000
払込金額			税等が含まれます。(ゆうちょ銀行)	おつり	*0

申請納付
 つき纏町
 領収承認済

※ 添付書類: 団体の会則・事業概要・その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,600 円	100%	3,600 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

清水日中友好協会規約

第一章 総則

(名称)

第一条 この会の名称を清水日中友好協会(以下本会)という。

(事務所)

第二条 本会の事務所を事務局長宅に置く。

(目的)

第三条 本会は理想・信条・政党政派の違いを越えて各界各層の日中友好を願う人々が、日中共同声明・日中平和条約を基礎とし、日中両国民の相互理解と友好を深め、日本と中国の平和と繁栄に貢献すると共に世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第四条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)日本、中国の教育・文化・芸術・技術・医療など各分野の交流の推進。
- (2)友好使節の交流
- (3)その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第二章 会員

(会員の種類)

第五条 本会の会員は次の四種類とする。

- (1)正会員 本会の目的に賛同し入会したもの。
- (2)家族会員 正会員の同居家族で家族会員を希望し入会したもの。
- (3)賛助会員 本会の目的に賛同し賛助会員として入会したもの。
- (4)法人会員 本会の目的に賛同し法人として入会したもの。

(入会)

第六条 本会に入会を希望するものは、所定の入会申し込み書を提出し、理事会の承認を必要とする。

(会費)

第七条 本会の会員は、次に定められた年間会費を4月1日から通常総会日までに、全納するものとし、既に納入した会費は返還しない。

- | | | |
|--------------------|----|----------------|
| (1)正会員 | | 3,600円 |
| (2)家族会員(同居家族1名につき) | | 1,000円 |
| (3)賛助会員 | 一口 | 10,000円 (一口以上) |
| (4)法人会員 | 一口 | 10,000円 (二口以上) |

但し、正会員及び家族会員に限り10月以降入会の場合、その年度のみ半額とする。

(退会) (2)

第八条 本会の会員が退会するときは、書面をもってその旨を会長に届け出なければならない。

但し、会員が死亡したとき、又は会員である法人が解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第九条 本会の会員が次の一つに該当するときは、総会において出席会員の三分の二以上の同意をもって、会員を除名することができる。

(1) 会費を二年以上滞納したとき。

(2) 本会の名誉を毀損し、設立の目的に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

但し、この場合は会員にあらかじめその旨を書面により通知し、総会において弁明の機会を与えるものとする。

第三章 役員

(役員)

第十条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 会長 | 一名 |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 事務局長 | 一名 |
| (4) 会計 | 二名以内 |
| (5) 理事(会長・副会長・事務局長・会計を含む) | 若干名 |
| (6) 監事 | 二名 |

(役員を選任)

第十一条 本会の役員選任方法を次の通り定める。

(1) 理事及び監事は総会において選任する。

(2) 会長・副会長・事務局長・会計は理事の互選により定める。

(3) 理事は監事を兼ねることとはできない。

(4) 年度の途中で、理事に欠員が生じたとき、もしくは増員が必要となったときは、理事会において出席者全会一致で選出し、これを補充することができる。

(役員職務)

第十二条 本会の役員職務を次の通り定める。

(1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を遂行する。

(3) 事務局長は、会長及び副会長を補佐するとともに、会長の定めるところにより会務を処理する。

(4) 理事は、理事会を構成し会務の執行を決定する。

(5) 会計は、本会の運営予算を編成し会の金品を管理する。

(6) 監事は、会務の運営ならびに会計を監査する。

(役員任期)

第十三条 本会の役員任期は二年とする。但し、補欠及び増員により選任された役員任期は前任者または現任者の残任期間とし、役員再任を妨げない。

(役員解任)

第十四条 本会の役員として、ふさわしくない行為があったときは、総会において出席会員の三分の二以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

第四章 会議

(会議の種別と構成)

第十五条 本会の会議は、総会及び理事会とし次の通り定める。

- (1) 総会は、本会の最高決議機関であつて通常総会及び臨時総会とし、全会員をもって構成し、事業報告・収支決算及び事業計画・収支予算ならびに重要議案の審議にあたる。
- (2) 理事会は、全理事を持って構成し、必要に応じて開催し、総会で議決した執行に関する事項・総会に付議する事項・その他総会の議決を必要としない会務の執行に関する事項を審議する。

(会議の開催)

第十六条 本会の会議開催について次の通り定める。

- (1) 通常総会は、毎年一回事業年度終了後二ヶ月以内に開催する。
 - ① 前年度事業報告・収支報告・監査報告
 - ② 本年度事業計画・収支計画・重要議案の審議
- (2) 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - ① 理事会が必要と認めたとき。
 - ② 会員の五分之一以上から会議の目的を記載した書面により、開催の請求があったとき。
- (3) 理事会は、定例理事会のほか次に掲げる場合に開催する。
 - ① 会長が必要と認めたとき。
 - ② 理事の二分之一以上から会議の目的を示して、開催の請求があったとき。

(会議の招集)

第十七条 本会の会議の招集について次の通り定める。

- (1) 会議は会長が招集する。
- (2) 会議を招集する場合、会議の目的・内容・日時・場所を示した書面により、開催日の十日前までに構成員に通知するものとする。

(会議の議長)

第十八条 本会の総会の議長は会長がこれにあたり、理事会の議長は会長もしくは副会長がこれにあたる。

(会議の定足数)

第十九条 本会の会議定足数は、構成員の二分の一以上の出席をもって成立する。
但し、委任状は出席者とみなす。

(会議の議決)

第二十条 本会の会議の議事は、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決定し、
賛否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の議事録)

第二十一条 本会の総会議事録は、下記の事項を記載して作成するものとする。

- (1) 日時及び場所
- (2) 構成員の現在数及び出席数
- (3) 決議事項
- (4) 出席した構成員から、議長が選任した議事録署名人二名と、議長の署名捺印するものとする。

第五章 事業年度

(事業・会計年度)

第二十二条 本会の事業及び会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第六章 専門委員会

(専門委員会の設置・解散)

第二十三条 本会の活動を円滑に推進するため必要に応じ、理事会の承認を得て専門委員会を設置することができる。

- (1) 委員の互選により委員長を決め、委員長が座長を務め決定事項を理事会に報告する。
- (2) 委員会の役割が終わった場合、委員会を解散しその旨を理事会に報告する。

第七章 名誉会長・顧問

(名誉会長)

第二十四条 本会に名誉会長・名誉副会長・顧問を置くことができる。

- (1) 名誉会長は、本会の会長を務め勇退した場合。
- (2) 名誉副会長は、本会の会長を務め勇退した時に、既に名誉会長が存在する場合。
- (3) 顧問は、必要に応じ理事会で承認し、会長が委嘱する。

第八章 規約改定・解散

(規約改定)

第二十五条 本会の規約改定は、総会において会員の四分の三以上の同意を必要とする。

(解散)

第二十六条 本会を解散するときは、総会において会員の四分の三以上の同意を必要とする。

第九章 雑則

(内規)

第二十七条 本会の施行についての内規は、理事会の議決を経て別に定める。

第十章 附則

第二十八条 この規約は、昭和63年4月1日より施行する。

第二十九条 この規約は、平成14年5月12日より改訂施行する。

第三十条 この規約は、平成15年4月20日より静岡合併に伴い名称を変更施行する。

第三十一条 この規約は、平成21年4月26日より定款から規約に改め施行する。

清水日中友好協会・内規

(目的)

第一条

この内規は、清水日中友好協会規約第九章・第二十七条に基づき、本会の円滑なる運営を期すため、必要な事項を定めることを目的とする。

(1) 本会規約もしくは内規に定めのない事項、ならびに急を要するときは、会長・副会長・事務局長において適宜に処置することができる。

(2) 前項により適宜の処置をしたときは、次の理事会に報告し承認を得なければならない。

(見舞い)

第二条

本会会員の傷病・被災が判明したときは、その程度により会長が判断して金品を贈ることができる。

(弔意)

第三条

本会会員の死亡が判明したときは、弔電を打ち弔意を表すものとする。

(表彰)

第四条

会長は功労顕著な会員に対し、賞を贈り表彰することができる。

(会員の特化)

第五条

本会の事業の一環として、会員負担の一部を本会が補助することができる。

(附則)

第六条

本内規は、平成14年5月12日より施行する

第七条

本内規は、平成15年4月20日より静岡合併に伴い名称を変更施行する。

第八条

本内規は、平成21年4月26日より改訂施行する。

整理番号	6-3
------	-----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	静岡田澤会 (青少年活動推進団体) 年会費		
年月日	令和 2年 6月 1日~令和 年 月 日	金額	4,152円

会の趣旨・目的	・当時、安部郡長に任命された田澤氏 (25歳) が、青年団と共に、現在の代々木にある青年会館を、全国の青年達に呼びかけ、木材を東京へ運び、本県青年団が先導した功績を、青少年活動に生かすために設立した。
会の活動内容等	・県内の青少年活動を拡大する上で、田澤氏の功績を、若い青年達に伝える活動を行う。また、広報誌を発行し、全国青年大会出場への支援を行う
政務活動・県政との関連性	・県内での社会教育活動に生かすことと、指導者の発掘を行い、県の社会教育 (青少年活動) を活発にする活動に、行政の支援も必要である

《領収書貼付枠》

二 利 用 明 細 票

お取扱日	店番	取扱番号
02-06-01	23481	A93160007
取扱店	シミスキックワ	
払込口座	00180-8	761482
払込金額	*4,000	料金 *152

振替受付票

払込みの証拠となるものは、大切に保存して下さい。

料金は含まれていません (ゆうちょ銀行)

入金額 *4,152

おつり *0

スマホ決済アプリ ゆうちょよ Pay の残高確認も可能です！

印紙税申告納付につき廻町税務署承認済

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (総会資料)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,152円	100%	4,152円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

令和2年6月吉日

会 員 各 位

静岡県田澤義鋪顕彰会
会 長 秋 鹿 博

令和元2年度会費納入のお願い

謹啓 さわやかな風薫る季節となりましたが、いかがお過ごしでしょうか。

日頃は本会運営につきまして、格段のご協力を賜っておりますことに、厚くお礼申し上げます。

本年度会費の納入を下記のいずれかの方法で納入くださいますよう、お願い申し上げます。

記

1. 同封の振込み用紙を利用して、最寄りの郵便局から振込んでください。
(3万円未満、120円の手数料がかかりますが、恐縮ですが個人負担でお願いいたします。なおATM利用可能な郵便局では3万円未満、80円の手数料で可能です)
2. 総会出席時に、受付で納入してください。

※正会員の会費は、年額1口2,000円です。

内訳は、静岡県田澤義鋪顕彰会運営費のみです。

特別会員の会費は、年額1口4,000円です。

内訳は、静岡県田澤義鋪顕彰会運営費、年額1口2,000円と
田澤義鋪記念会会費、年額1口2,000円です。

男性会員の方には、できれば特別会員でお願いします。

※本年度より運営費は事務費のみとし、行事毎参加費をいただきます。

※総会懇親会費3,000円は、年会費とは別ですので、ご理解ください。

※2口以上の会費を納入の場合は、通信欄に「27年度分〇口」または
「〇〇・〇〇年度各〇口」とご記入ください。

※会費納入に併せて、「県青年団60年史」協賛金(10,000円)並びに購入代金(5,000円)納入に利用して頂いても構いません。

但し、通信欄にその旨を必ず記入してください。

整理番号	6-4
------	-----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車エンジンオイル交換経費		
年月日	令和 2年 6月 8日～令和 年 月 日	金額	1,343 円

目的	・政務活動に必要な自動車のエンジンオイル交換のため
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> *領収書別紙貼付	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	2,687 円	1/2	1,343 円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

《別紙領収書貼付》



領収証

No. 1218244

2020年 6月 8日

林 芳久 仁 様

取扱者印のないもの、金額を訂正したもの及び黒色の複写以外は無効です。
下記保険料は保険料充当額としてお預かりしているものであり、保険契約内容確定日をもって保険料領収日とします。後日保険会社の保険料領収証が届いた場合は下記保険料の領収に関する部分は無効とします。

金額	千	百	拾	万	千	百	拾	円
				7	2	6	8	7

内訳	円
車輦代	
自動車税	
重量税	
環境性能割	
自賠責保険	
修理代	72687
消費税等	
自動車保険	
リサイクル料	
メンテプロパック	

上記金額正に領収いたしました。
但し

入金種別	円
現金	72687
振込・その他 ()	
小切手 (/ 付) 通	
手形 () 通	
相殺	

5万円未満	0円
100万円以下	200円
200万円以下	400円
300万円超	600円
500万円以下	1,000円
1,000万円以下	2,000円

日産プリンス静岡販売株式会社
本社 静岡市駿河区中吉田14番20

店舗名 清水セブ新屋店
取扱者 [Redacted]

領収証(お客様用)

整理番号	6-5
------	-----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料（6月分）		
年月日	令和2年6月10日～令和 年 月 日	金額	24,334円

目的	調査研究など政務活動を行うための移動手段
使途	令和2年6月分リース料
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> ・月額リース料53,000円から政務活動費対象外経費を除く48,668円の1/2相当額を請求する。 $48,668円 \times 1/2 = 24,334円$ <div style="text-align: center;"> 2-06-10 BF *53,000 ニッサンファイナンシャルS </div>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	48,668円	1/2	24,334円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	6-6
------	-----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

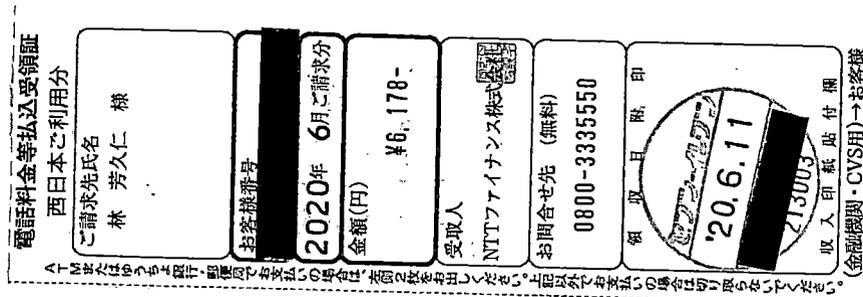
支出証拠書

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	FAX・インターネット接続料(6月分)		
年月日	令和2年6月11日～令和 年 月 日	金額	3,089円

目的	政務活動を行うためのFAX・インターネットの利用のため
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	6,178円	1/2	3,089円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

定 款

特定非営利活動法人

日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」

目 次

第1章	総 則
第2章	目的および事業
第3章	会 員
第4章	役員および職員
第5章	総 会
第6章	理事会
第7章	資産および会計
第8章	定款の変更、解散および合併
第9章	公告の方法
第10章	雑 則

—— 附 則 ——

特定非営利活動法人日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」定款

第1章 総則

第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」という。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都港区海岸1丁目4番26号に置く。

2. この法人は、前項のほか、従たる事務所を次の各号の地に置く。

- (1) 北海道札幌市中央区
- (2) 栃木県宇都宮市
- (3) 埼玉県上尾市
- (4) 神奈川県横浜市磯子区
- (5) 静岡県富士市
- (6) 愛知県名古屋市中村区
- (7) 大阪府大阪市淀川区
- (8) 福岡県福岡市博多区

3. この法人は、前項のほか、支部を置くことができる。

第2章 目的および事業

第3条 (目的)

この法人は、相互扶助の精神にのっとり、心身にハンディキャップを持った人とともに、文化・芸術活動を通じ「心の豊かさ」を育み、広く社会に対し、障がい者への理解を深めるための啓蒙、交流促進事業を行い、日本における社会福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動

- (3) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- (4) 子供の健全教育を図る活動
- (5) 各NPOの連絡・助言・援助の活動

第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 社会福祉施設・団体を対象とした文化芸術イベントへの招待および訪問事業
 - ② 社会福祉に関する研究・調査、情報収集およびボランティア活動の支援・育成、情報提供事業
 - ③ 社会福祉施設・団体に対する支援事業
 - ④ 文化芸術活動者・団体の社会福祉活動に対する支援事業
 - ⑤ 社会福祉活動の啓発および広報事業
 - ⑥ NPOや諸団体との連携と情報交換事業
 - (2) その他の事業
 - ① 社会福祉の向上に向けた講師派遣事業
 - ② バザー・チャリティーイベントの開催
2. 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

第6条 (種別)

この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 個人正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動および事業を推進する個人。総会で表決権を有する会員
- (2) 団体正会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動および事業を推進する団体。総会で表決権を有する会員
- (3) サポート個人会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する個人会員
- (4) サポート団体会員 この法人の目的に賛同し、この法人の活動を援助する団体会員

第7条 (入会)

会員の入会については、特に条件を定めない。

2. 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事

長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3. 理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人および企業・団体にその旨を通知しなければならない。

第8条（会費）

会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
- (4) 除名されたとき

第10条（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき

第12条（抛出金品の不返還）

既納の会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

第13条（種別および定数）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上
 - (2) 監事 2人
2. 理事のうち1人の理事長、1人の専務理事を置く。なお、必要に応じて理事のうち、副理事長を若干名、常務理事を1人置くことができる。

3. この法人は、顧問と運営上の相談役として、アドバイザーを置くことができる。

第14条（選任等）

理事は、総会において正会員の中から選任する。

2. 監事は、総会において正会員の中から選任する。
3. 理事長、副理事長および専務理事、常務理事は、理事の互選とする。
4. 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
5. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

第15条（職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。

2. 副理事長、専務理事または常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
4. 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

第16条（任期等）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
3. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
4. 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長することができる。

第17条（欠員補充）

理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なく

これを補充しなければならない。

第18条（解任）

役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事、監事は総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

第19条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第20条（事務局および職員）

この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長および必要な職員を置く。

2. 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
3. 事務局の組織および運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

第21条（種別）

この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

第22条（構成）

総会は、正会員をもって構成する。

第23条（権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 理事、監事の選任または解任、職務及び報酬
- (5) その他運営に関する重要事項

第24条（開催）

通常総会は、毎年1回開催する。開催の時期は、毎年事業年度終了後3ヵ月以内とする。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

第25条（招集）

総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2. 理事長は、第24条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第26条（議長）

総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

第27条（定足数）

総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第28条（議決）

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第29条（表決権等）

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

第30条（議事録）

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

第 31 条（構成）

理事会は、理事をもって構成する。

第 32 条（権能）

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画および活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告および活動決算
- (5) 会費の額
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ）その他新たな義務の負担および権利の放棄
- (7) 事務局の組織および運営に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第 33 条（開催）

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

第 34 条（招集）

理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は、第 33 条第 2 号および第 3 号の規定による請求があったときは、その日か

ら14日以内に理事会を招集しなければならない。

3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第35条（議長）

理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

第36条（議決）

理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2. 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第37条（表決権等）

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2. やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
3. 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
4. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第38条（議事録）

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

第39条（資産の構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 助成金
- (5) 財産から生じる収益
- (6) 事業に伴う収益
- (7) その他の収益

第40条（資産の区分）

削 除

第41条（資産の管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第42条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

第43条（会計の区分）

この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計およびその他の事業に関する会計の2種とする。

第44条（事業計画および予算）

この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

第45条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2. 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第46条（予備費の設定および使用）

削 除

第47条（予算の追加および変更）

予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または変更をすることができる。

第48条（事業報告および決算）

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2. 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第49条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり翌年6月30日に終わる。

第50条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

第51条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

2. この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第52条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2. 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3. 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第53条（残余財産の帰属）

この法人が解散（合併または破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる法人のうち、総会において議決された者に譲渡するものと

する。

第54条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第55条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

第56条（細則）

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

整理番号 6-8

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	野村生涯教育センター：正会員会費 (6月分)		
年月日	令和2年6月24日～令和 年 月 日	金額	1,000円

会の趣旨・目的	生涯を通じた学習及び実践活動 (以下生涯教育という) を推進し、もって人間資質の向上と豊かな文化の創造に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> *生涯教育に関する講座・勉強会等の開催 *生涯教育に関する大会・講演会の開催 *生涯教育に関する教育相談、グループ討議 *その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
政務活動・県政との関連性	月1回の研修会に参加し、テーマに沿った話し合いをする事により、講師や参加者の皆さんのお考えを聞き、自分の意見を話すことにより、政務活動の参考にしています。

領収証

ふじのくに 県民クラブ
林 芳久仁 様

No. 001521

¥1,000-

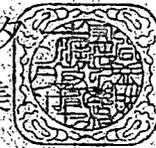
但 正会員会費

令和2年6月分

令和2年6月24日 上記正に領収いたしました。

公益財団法人 野村生涯教育センター

理事長 金子由美



* 添付書類：団体の要綱 (整理番号 4-14) 参照

按分の理由	政務	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
活動に資する団体会費のため、全額充当する。		1,000円	100%	1,000円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	6-9
------	-----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要諒情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料 (7月分)		
年月日	令和 2年 7月 1日~令和 2年 7月31日	金額	69,056 円

目的	調査研究など政務活動を行うための事務所の賃借
使途	令和2年7月分賃借料
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> <div style="text-align: center;"> 2-06-26 BF *138,113 タイトワチン(セチ" V </div>	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	138,113 円	1/2	69,056 円
		50 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 6-10

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ 事務所費 ・人件費		
内容	事務所電気代(6月分)		
年月日	令和 2年 6月 28日～令和 年 月 日	金額	4,531 円

目的	政務活動を行う事務所の電気使用のため
使途	事務所電気代6月分
政務活動・ 県政との 関連性	-

《領収書貼付枠》

振替払込請求書兼受領証 (振込金受領証) (020619)

口座記号 00100 5 900116 加入者名 中部電力ミライズ株式会社
 令和 2年 6月 6日 使用期間 5月22日～6月18日 (日程 17)
 千 百 十 万 千 百 十 円 消費税等相当額(再掲) 823 円
 金額 9063

ご依頼人氏名 林 芳久仁 様
 上記金額の内訳(円)

おさま番号・契約種別	容量	ご使用量	上記金額の内訳(円)
	A	kWh 209	5549
従量電灯B	kW 3	kWh 17	3514
低圧電力			

本証により当社の集金員が集金するものではありません。
 領収書もありません。

お支払期日は 7月20日 です。お支払期日を過ぎてお支払いいただいた場合は、延滞利息(年利10%)を、お支払いの日以降の料金とあわせてご請求いたします。
 ただし、ご家庭や商店など低圧の電気をお使いいただいているお客さまが、お支払期日の翌日から10日目までにお支払いいただいた場合は、延滞利息を申し受けません。
 払込用紙の有効期限は 8月11日 となっております。

中部電力ミライズ株式会社 掛川
 0570-048-155
 (携帯電話・PHSからもご利用いただけます) 20.6.28
 (ゆうちょ銀行)

按分の理由 政務活動と後援会活動 で按分	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	9,063 円	1/2 50 %	4,531 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 6-11

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

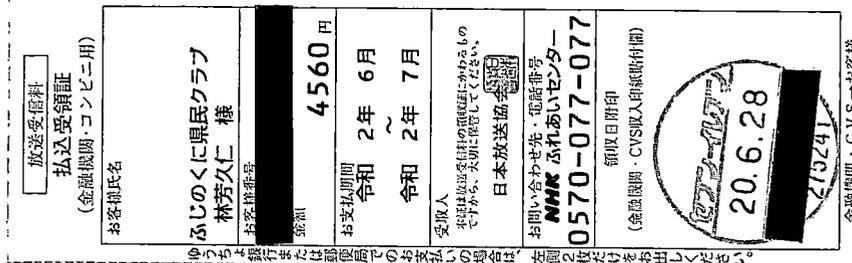
支出証拠書

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	NHK放送受信料 (6月・7月分)		
年月日	令和 2年 6月 28日～令和 年 月 日	金額	4,560 円

目的	政務活動を補助するための情報収集
使途	NHK放送受信料 (6・7月分)
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
経団連 全政務活動にかかる ものである。	4,560 円	100%	4,560 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 6-12

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(廣田)	経理担当者	
----	-------	------	-------	------	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 6 月分】 (会派名・議員氏名)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費	527.7	18円× 527.7km / km	9,498

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・ 積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・ 充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 林 芳久仁 (林)

《領収書貼付枠》

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	9,498円	100%	9,498円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

要領様式 1 - 2

月日	内 容	行 程	走行距離 (km)
6/1 月	<ul style="list-style-type: none"> 県防災センターリニューアル内覧会(議会で) 由比、蒲原の桜エビ漁業者役員と対策協議に加わる 	清水区-葵区-清水区	57.6
2 火	<ul style="list-style-type: none"> 大手企業の三次下請の売上減少により経営者に国、県、市の支援金等の説明を行う(15社:市議も同行) 	清水区内(蒲原含む)	45.2
3 水	<ul style="list-style-type: none"> 一般活動 	—	—
4 木	<ul style="list-style-type: none"> 地元の通学路の交通安全について現場確認及び関係者の要望を聞く 清水江尻学区の交通表示の確認(右折禁止が見にくい為、右折禁止の看板の要望を聞く) 	清水区内	20.5
5 金	<ul style="list-style-type: none"> 清水警察署交通規制課へ向向き2か所の書類と写真等、要望書を提出し説明を行う 小規模事業所社長と売上減少等による融資状況また国、県、市の支援内容の申請を説明する(2事業所) 	清水区内	18.7
6 土	<ul style="list-style-type: none"> 清水警察署交通課 6/5 の要望の件、各自治会に経過報告(2か所) 清水華僑保存会役員と秋の籠勢について話し合い (コロナの関係で中止決定) <small>地域の伝統文化の継承と防災(緊急対応)</small> 	清水区内	14.3
7 日	<ul style="list-style-type: none"> 一般活動 	—	—
8 月	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業(製造業1軒、寿司店1軒)コロナ経済対策支援(雇用調整助成金他支援及び売上減少助成について説明) 	清水区内 (由比及び富士川作業現場含む)	54.8
9 火	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業電気店工事販売客とのトラブル相談に伺い解決策アドバイス 中小企業清掃及び警備業務他ホテル管理社長とコロナ対策の影響を伺い融資等支援策説明 私立高校の校長から県への要望等聞き取り及び県の私学への支援策等説明 	清水区内(三保含む)	47.2
10 水	<ul style="list-style-type: none"> 6月補正議案説明会 	—	—
11 木	<ul style="list-style-type: none"> 県内大手食品製造企業(コロナの関係で食品影響及び災害備蓄品売上状況を聞く) 下請製造業親会社の減少による影響見直しについて1次2次下請3社聞き取り 	清水区-駿河区-清水区	37.2
12 金	<ul style="list-style-type: none"> 6月補正議案内容検証及び資料作成 イベント会社社長に6月以降の経営状況を聞く 	清水区-県庁-清水区	28.3
13 土	<ul style="list-style-type: none"> 市民相談の要望あり、相談者の自宅へ訪問する 	清水区内(三保含む)	32.5
14 日	<ul style="list-style-type: none"> 一般活動 	—	—
15 月	<ul style="list-style-type: none"> 県庁(警察本部)担当部付及びスポーツ振興担当に補正予算内容質疑 清水区測量会社の社長から指定入札の要望等の相談を聞く 	清水区-県庁-清水区	30.1
16 火	<ul style="list-style-type: none"> 観光農園(ブルーベリー)園主とコロナ関係等影響について話を聞く 小規模事業所(製造業)3社コロナの影響と国、県、市の支援対策の利用について申請の有無を聞く 	清水区内(山間地含む)	43.8

月日	内 容	行 程	走行距離(km)
17 水	・一般活動	—	—
18 木	・6月議会	—	—
19 金	・県庁(交流控室)相談者2名要望聞き取り ・6月補正予算議案質問資料作成	清水区—葵区—清水区	21.2
20 土	・清水区内(山間地)県河川土砂崩恐現場確認 (2か所)	清水区	27.8
21 日	・一般活動	—	—
22 月	・中小企業の相談事 (印刷業の見通し雇用確保について話を聞く)	清水区—駿河区—清水区	17.2
23 火	・県議会本会議	—	—
24 水	・一般活動	—	—
25 木	・高齢者の国民健康保険証、高齢者保険 受給証の再交付について要望対応等	清水区	—
26 金	・全日本海員組合けん支部長他1名と、 県港湾局、水産局と要望事項の打合 わせ	清水区—葵区—清水区	21.2
27 土	・一般活動	—	—
28 日	・地域まちづくり委員会で役員と協議し 県の考えと助言を行う	清水区	10.1
29 月	・県議会本会議	—	—
30 火	・県議会本会議	—	—
合 計			527.7

(単位: km)

整理番号	6-13
------	------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	デジタル複合機リース料 (1年分)		
年月日	令和2年6月29日~令和 年 月 日	金額	12,672円

目的	政務活動事務所における、コピー・資料印刷等
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

ご利用明細

ご利用年月日 020629 ご利用時間 10:54

振込

銀行番号 020629 振込番号 10:54

お取引店 0724 振込金額 *25,787

ATM番号 0090 手数料 *440

お取引店 0376 振込金額 *25,347

お取引店 0376 振込金額 *25,347

お取引店 0376 振込金額 *25,347

スルガ銀行 SURUGA bank

ご来店ありがとうございます。
お取引内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。

三菱UFJ銀行
しらゆき支店
口座番号 普通 3714801
受取人名 リコーリース(カ) 様

依頼人名 ハヤシ ヨシコ 様
電話番号 054-345-3442
おつり金額 *3,773

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	25,344円	1/2 50%	12,672円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

424-0065
静岡県静岡市清水区長崎1117-2 サンライズアヴェニュー
-103号

ふじのくに県民クラブ 清水区事務所 御中

164284720200626

林 芳久に 054-345-3442



発行日 2020年06月26日

<お問い合わせ先>

リコーリース株式会社

T135-8518

東京都江東区東雲1-7-12

KDX豊洲グランスクエア7F

コンタクトG

担当: [REDACTED]

TEL: 03-6204-0637

FAX: 03-6204-0530

【お客様番号】 [REDACTED]

再リース料金のお支払についてのご確認のお願い

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般、お客様へ再リースの契約継続のご案内をさせていただきましたが、今回、下記明細の内容に関して、ご入金の確認がとれませんでした。

つきましては、ご契約内容をご確認頂くと共に、お手間をお掛けしますが、弊社の銀行口座宛にお振込み頂きますようお願い申し上げます。

また、ご不明な点がございましたら、何なりと上記の弊社担当者までご連絡頂きますようお願い申し上げます。

なお、既にお支払済み、または、お支払のお約束を頂いております場合には、行き違いですので何卒ご容赦下さい。 敬具

※ご入金の確認がとれない場合は、再リースの継続が難しくなることがありますのでご注意ください。

お支払期限	2020年07月02日	【振込先】	三菱UFJ銀行 しらゆき支店
請求金額合計	25,787円		普通 3714801 リコーリース(カ)

<未入金内容>

契約番号	再リース8	請求回数	1	約定日	20.06.04	請求期間	20.05.01~21.04.30
契約種類	リース 支払方法 自振	請求金額	25,344円	(消費税等	2,304円)		
物件名称	imagio MP 2550SPF	延滞利息	× 223円	保守料	0円		
契約者名	ふじのくに県民クラブ 清水区事務所	請求小計	25,567円				
契約番号		請求回数	1	約定日	20.06.04	請求期間	00.00.00~00.00.00
契約種類	支払方法 自振	請求金額	× 220円	(消費税等	20円)		
物件名称	自動再請求手数料	延滞利息	0円	保守料	0円		
契約者名	ふじのくに県民クラブ 清水区事務所	請求小計	220円				

総計	件数	2	合計	25,787円
----	----	---	----	---------

整理番号	6-14
------	------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	BBパック保守料		
年月日	令和2年6月29日	～令和 年 月 日	金額 2,079円

目的	インターネットの環境保守対応
使途	令和2年6月請求分保守料
政務活動・ 県政との 関連性	—

領 収 証

No. 028103

ふじのくに県民クラブ林芳久仁殿

¥ 4,158

但 B.Bパック保守料

入金日 2020年6月29日 上記正に領収いたしました

現金	✓
小切手	
相殺	
手形	
振込	

扱 者





株式会社 三南会

本社/静岡県沼水区尾羽107-3 平424-0103 TEL: (054) 365-5814(代) FAX: (054) 364-9469
CAD課兼部/静岡県沼水区尾羽107-3 平424-0103 TEL: (054) 366-4240(代) FAX: (054) 397-1140
豊田営業所/豊田県豊田町田原10-31号 TEL: (0565) 41-6246 FAX: (0565) 32-2177

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	4,158円	1/2 50%	2,079円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 6-15

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	コピー料		
年月日	令和2年6月29日	～令和 年 月 日	金額 1,900円

目的	資料等のコピー
使途	令和2年6月請求分コピー料
政務活動・県政との関連性	調査活動、県政関連資料などの作成。

領 収 証

No. 028104

ふじのくに県民クラブ 林芳久仁 殿

¥ 3,799

但 コピー料

入金日 2020年6月29日 上記正に領収いたしました

現金	<input checked="" type="checkbox"/>
小切手	<input type="checkbox"/>
相殺	<input type="checkbox"/>
手形	<input type="checkbox"/>
振込	<input type="checkbox"/>

扱 者

株式会社

本 社 / 静岡市清水区尾羽107-3 〒424-0103 TEL: (054) 365-5814(付) FAX: (054) 364-9469
 CAD事業部 / 静岡市清水区尾羽107-3 〒424-0103 TEL: (054) 368-4240(付) FAX: (054) 397-1140
 豊田営業所 / 豊田市中平町1丁目4番地43号 〒471-0036 TEL: (0565) 41-6248 FAX: (0565) 32-2177

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動で按分	3,799円	1/2	1,900円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	6-16
------	------

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	廣田	経理担当者	
----	-------	----	-------	----	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・ 人件費		
内容	事務員雇用		
年月日	令和2年5月26日～令和2年6月22日	金額	88,500円

目的	調査研究など政務活動を補助する職員を雇用
使途	令和2年6月分給与
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和2年6月分

氏名

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
円 88,500	円	円 88,500	円	円	円	円 88,500
					受領印	
					受領日	6月30日

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	88,500円	/	88,500円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

雇用実績表

6月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用 時間数	うち政務調査費 業務時間数	政務調査業務内容
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
5/ 26	火	5	5	電話及び来客の応対
27	水			
28	木	5	5	電話及び来客の応対
29	金	5	5	県政資料の整理
30	土	5	5	県政資料の整理
31	日			
計		(A)	(B)	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 年 月 日

ふじのくに県民クラブ:林 芳久仁 印

[政務活動費充当計算]...①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B){ 時間 分}×単価{885円}= 円

②総支出額[円]×(B)/(A)= 円

*証明は、雇用主が署名して押印する。

雇用実績表

6月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務調査業務時間数	政務調査業務内容
6/1	月	5	5	5月分政務活動費関係書類作成
2	火	5	5	電話及び来客の応対
3	水			
4	木	5	5	電話及び来客の応対
5	金	5	5	議員の調査項目の整理
6	土	5	5	議員の調査項目の整理
7	日			
8	月	5	5	電話及び来客の応対
9	火	5	5	電話及び来客の応対
10	水			
11	木	5	5	電話及び来客の応対
12	金	5	5	電話及び来客の応対
13	土	5	5	地域住民の要望・意見聴取
14	日			
15	月	5	5	県政資料の整理
16	火	5	5	県政資料の整理
17	水			
18	木	5	5	地域住民の要望・意見聴取
19	金	5	5	電話及び来客の応対
20	土	5	5	電話及び来客の応対
21	日			
22	月	5	5	電話及び来客の応対
23	火			
24	水			
25	木			
26				
27				
28				
29				
30				
計		(A) . . .	(B) . . .	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和 2年 6月 30日

ふじのくに県民クラブ:林 芳久仁



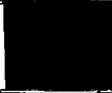
[政務活動費充当計算]...①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) {100 時間 分} × 単価 {885円} = 88,500 円

②総支出額 {88,500円} × (B)/(A) = 88,500

*証明は、雇用主が署名して押印する。

整理番号 6-17

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	議員用携帯電話代		
年月日	令和 2年 6月 25日~令和 年 月 日	金額	2,223 円

目的	政務活動を行うための連絡に使用するため
使途	令和2年6月支払い分 議員用携帯電話代
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

故障紛失サポート代
 $(4,864 - 380 \text{ 円} \times 1.10) \times 1/2 = 2,223 \text{ 円}$
 ↓
 418 円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES
 2020年 6月ご請求分 (5月利用分)
 ご請求先氏名
 林 芳久仁 様
 下記ご利用料金を 6月25日口座振替により
 領収いたしました。

KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目2番2号 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE 

領収金額 AMOUNT RECEIVED 4,864 円

うち消費税等 TAX 388 円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION 

支店名 BRANCH 

口座番号 ACCOUNT NUMBER *****

印紙税申告納
付につき新宿
税務署承認済

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と私用で按分	4,446 円	1/2	2,223 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	6-18
------	------

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	---

支出証拠書

(会派名・議員氏名：ふじのくに県民クラブ・林 芳久仁)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務所用携帯電話代		
年月日	令和 2年 6月 25日~令和 年 月 日	金額	1,788 円

目的	政務活動を行うための連絡に使用するため
使途	令和2年6月支払い分 事務所用携帯電話代
政務活動・ 県政との 関連性	—

《領収書貼付枠》

故障紛失サポート代
 $(3,993 \text{ 円} - 380 \text{ 円} \times 1.10) \times 1/2$
 \downarrow
 418 円
 = 1,788 円

料金領収証 RECEIPT FOR SERVICES

2020年 6月ご請求分 (5月利用分)

ご請求先氏名
林 芳久仁 様

下記ご利用料金を 6月25日口座振替により
領収いたしました。

印紙税申告納
付につき新宿
税務署承認済

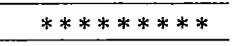
KDDI株式会社
〒163-8003 東京都新宿区西新宿2丁目2番2号 KDDIビル

ご請求コード CUSTOMER CODE 

領収金額 AMOUNT RECEIVED 3,993 円

うち消費税等 TAX 350 円

金融機関名 FINANCIAL INSTITUTION 

支店名 BRANCH 

口座番号 ACCOUNT NUMBER *****

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動と後援会活動 で按分	3,575 円	1/2	1,788 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。